鬼監発第１９号
令和６年５月２８日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年５月２４日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　環境保全課（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第２０号
令和６年６月４日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年５月３０日

３　監査の実施場所　鬼北町役場日吉支所

４　監査の対象　　　日吉支所（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第２３号
令和６年６月７日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年６月４日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　企画振興課（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第２４号
令和６年６月１１日

鬼北町議会議長　　　　　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　　　　　兵頭　誠亀　様
鬼北町農業委員会会長　谷口　雄記　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年６月７日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　農業委員会及び農林課（森林対策室を含む）（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第２６号
令和６年６月１２日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年６月１０日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　建設課（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第３３号
令和６年７月８日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年７月４日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　町民生活課（税務）（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第３８号
令和６年７月１７日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年７月１２日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　保健介護課（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第４４号
令和６年７月２４日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年７月２３日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　水道課（令和５年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第６９号
令和６年１１月８日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様
鬼北町教育委員会教育長　行定　洋嗣　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日、場所及び対象

実施日	場所及び対象（令和６年度）
１０月２５日	愛治小学校、広見中学校、日吉中学校
１０月２９日	三島小学校、日吉小学校、学校給食共同調理場
１１月５日	泉小学校、好藤小学校、近永小学校、学校給食センター

３　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

４　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

５　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第７６号
令和６年１２月２日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様
鬼北町教育委員会教育長　行定　洋嗣　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和６年１１月２８日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　教育課（令和６年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第８８号
令和７年１月２０日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和７年１月１５日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　危機管理課（令和６年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第９６号
令和７年１月２９日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和７年１月２３日

３　監査の実施場所　きほくの里保育園、認定こども園さくら及び認定こども園ゆずっこ

４　監査の対象　　　きほくの里保育園、認定こども園さくら及び認定こども園ゆずっこ（令和６年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第１０６号
令和７年２月２８日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　兵頭　誠亀　様
鬼北町教育委員会教育長　行定　洋嗣　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日、実施場所及び対象

実施日	実施場所	対象（令和６年度）
令和７年２月６日	愛治公民館	愛治公民館、愛治連絡所
	好藤公民館	好藤公民館、好藤連絡所
	近永公民館	近永公民館
令和７年２月１３日	泉公民館	泉公民館、泉連絡所
	日吉公民館	日吉公民館
	三島公民館	三島公民館、三島連絡所 三島簡易郵便局

３　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

４　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

５　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第１０７号
令和７年２月２８日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和７年２月２６日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　出納室（令和６年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第１０８号
令和７年３月４日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和７年２月２８日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　町民生活課　※税務分除く（令和６年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第１０９号
令和７年３月４日

鬼北町議会議長　程内　　覺　様
鬼北町長　　　　兵頭　誠亀　様

鬼北町監査委員　田中　清志

鬼北町監査委員　松浦　　司

定期監査の実施結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに鬼北町監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに鬼北町監査基準第１４条第１項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

１　監査の種類　　　定期監査（財務監査、行政監査）

２　監査の実施日　　令和７年２月２８日

３　監査の実施場所　鬼北町役場本庁３階　委員会室１

４　監査の対象　　　議会事務局（令和６年度）

５　監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

６　監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

７　監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。